

# 定 款

社団法人岩手県農業公社

# 社団法人岩手県農業公社定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）という。

### (事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を岩手県盛岡市菜園一丁目7番23号に置く。

2 公社は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目的)

第3条 公社は、農地保有合理化の促進をはじめ農業構造の改善に資する事業等を推進するとともに、優れた農業担い手の育成確保を図り、もって岩手県農業の発展及び農村地域の振興並びに地域住民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農用地等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する土地をいう。以下同じ。）を買入れ、借受け、売渡し、交換又は貸付けに関する事業並びに買入れ又は交換した土地の開発及び売渡しに関する事業
- (2) 農用地等の売渡目的の信託の引受け及び当該信託の委託者に対する資金の貸付けに関する事業
- (3) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）に対する農用地等の現物出資及び当該現物出資に伴い付与される持分の当該農業生産法人の組合員又は社員に対する分割譲渡に関する事業
- (4) 買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う新規就農者に対する農業技術又は経営方法の習得のための研修その他の事業
- (5) 農作業の受委託の促進に関する事業
- (6) 農地流動化を促進するための助成金等の交付に関する事業
- (7) 農用地等を貸付の方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
- (8) 農用地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業の受託
- (9) 畜産基地、樹園地等農場その他農業用施設又は農村環境施設（これらの施設用地を含む。）の買入れ、建設整備、貸付け及び売渡し並びに建設整備の受託
- (10) 農村振興及び地域活性化に関する施設（施設用地を含む。）の買入れ、造成整備及び売渡し並びに造成整備及び施設管理の受託
- (11) 前2号に附帯する工事及び調査設計
- (12) 農業用機械及び特殊車両等の整備並びに農業用機械の貸付け
- (13) 就農促進に関する事業
- (14) 農業青年活動の促進に関する事業

- (15) 農業担い手定着活動促進に関する事業
- (16) 農業担い手育成の普及啓発に関する事業
- (17) 就農支援資金の貸付けに関する事業
- (18) 南畑地区事業用地の処分にかかる宅地建物取引業
- (19) その他公社の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 社員及び出資金

### (社員の資格)

第5条 公社の社員となる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県
- (2) 営利を目的としない農業関係の法人

### (加入)

第6条 公社の社員となろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (脱退)

第7条 社員は、公社を脱退しようとするときは、書面をもって理事長にその旨を届けなければならない。

### (除名)

第8条 社員が公社の名誉をき損し、又は定款に違反する行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。この場合においては、理事長は、当該社員にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により社員を除名する場合は、除名を行う総会において、その社員に弁明の機会を与えなければならない。

### (出資金)

第9条 公社の出資1口の金額は、1万円とする。

2 出資金は、現金をもって払い込むものとする。

第10条 社員は、公社の存続期間中は、出資金の返還を請求しないものとする。ただし、第31条の2に規定する出資金については、出資者である県の請求によりその全部又は一部を払い戻すことができる。

## 第3章 役員及び職員

### (役員)

第11条 公社に次の役員を置く。

理事 13人以内

監 事 2人

2 理事は、次の各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 社員の代表者又は社員の推薦した者（以下「代表者」という。）で総会で選任された者

(2) 岩手県職員のうちから岩手県知事が指名する者1人

(3) 理事長が総会の承認を得て、委嘱する学識経験者若干名

3 監事は、社員の代表者で総会において選任された者及び公認会計士とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任等)

第12条 会社に理事長を置き、必要により副理事長、専務理事、常務理事を置くことができる。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選による。

(役員の仕事)

第13条 理事長は、会社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又はかけたときは、その職務を代行する。

3 理事長及び副理事長に事故があるとき又はかけたときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

4 専務理事は、上司の命を受けて、業務を掌理する。

5 常務理事は、上司の命により、担当業務を処理する。

6 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

7 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体その他の団体の役職にある者の仕事は、その職の在任期間とする。

3 補充又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了、又は辞任した場合において、新たに任命される役員が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事の喪失)

第15条 理事長は、理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認めたとき

(2) 職務上の義務違反があったとき

(3) その他役員として適当でない行為があったとき

(職 員)

第16条 会社の事務を処理するために必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第4章 会議

### 第1節 総会

(総会)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の招集)

第18条 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 社員の2分の1以上及び監事により、会議の目的を示して請求があったとき

3 前項第2号の規定による請求があったときは、理事長は、2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、社員に対し、会議の目的とその内容及び日時並びに場所を示して総会を開催する日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(付議事項)

第19条 総会の議決を経なければならない事項は、この定款に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画の決定

(3) 事業報告の承認

(4) 借入金の最高限度額及び借入先の決定

(5) 解散

(6) その他会社の運営に関する重要な事項

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席社員の中から選任する。

2 議長は、その有する議決権を行使することを妨げない。

(議決権)

第21条 社員は、各1個及び100口につき1個の議決権を有する。

(定足数及び表決)

第22条 総会は、社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、出席した社員の議決権総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、会社の解散、残余財産の処分及び社員の除名は、総社員の議決権総数の4分の3以上の多数による議決を要する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 社員数及び出席社員数
- (3) 議事の経過
- (4) 議決した事項及び賛否の数
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその議会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第2節 理事会

(招集)

第25条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の過半数から請求のあったとき理事長が招集する。

(付議事項)

第26条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 財産（事業実施のための財産を除く。）の取得及び処分
- (3) 資金の借入れに関し必要な事項
- (4) 社員の脱退
- (5) 諸規程（補助事業関連規程を除く。）の制定及び改廃
- (6) 前各号のほか、公社の運営上重要な事項

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定数及び議決)

第28条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 議事は、特別の定めのあるものを除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任すること

ができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事会の議決を要する事項のうち、緊急を要する事項、又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 議事の経過
- (4) 議決した事項及び賛否の数
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから、その議会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 補助金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴い取得した財産
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(強化基金)

第31条の2 会社は、農地保有合理化事業（法第4条第2項に規定する事業をいう。以下同じ。）に係る業務運営体制の整備強化を図るため、次に掲げる資産をもって構成する農地保有合理化事業強化基金及び農地保有合理化事業推進拡充基金（以下「強化基金」という。）を設ける。

- (1) 強化基金の造成にあてることを指定して出資された出資金
- (2) 強化基金の造成にあてることを指定して寄附された財産
- (3) 総会において強化基金に繰り入れることを議決した財産

2 強化基金は、第10条ただし書の規定により払いもどす場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。

3 強化基金に属する資産は、次の各号に掲げる方法により運用する。

- (1) 金融機関への預金
- (2) 信託業務を営む銀行、又は信託会社への金銭信託、又は貸付信託の受益証券の取得
- (3) 国債・地方債その他理事会の議決により指定された安全確実な債券の取得

4 強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要

な経費以外の経費には充てない。

- 5 毎事業年度において、前項の運用益に剰余が生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか、又は強化基金に繰り入れる。

#### (担い手育成基金)

第31条の3 公社は、第4条第14号から第18号までに掲げる事業（以下「担い手育成事業」という。）を行うため、次に掲げる資産をもって構成する担い手育成基金を設ける。

- (1) 担い手育成基金の造成に充てることを指定して出資された出資金
- (2) 担い手育成基金の造成に充てることを指定して寄附された財産
- (3) 総会において担い手育成基金に繰り入れることを議決した財産

2 担い手育成基金は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、担い手育成事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において、総社員の議決権総数の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

3 担い手育成基金に属する資産は、次に掲げる方法により運用する。

- (1) 金融機関への預金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託又は貸付信託の受益証券の取得
- (3) 国債・地方債その他理事会の議決により指定された安全確実な債券の取得

4 担い手育成基金の運用益は、担い手育成事業及び当該事業を推進するための業務に必要な経費以外の経費には充てない。

5 毎事業年度において、前項の運用益に剰余が生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか、又は担い手育成基金に繰り入れる。

#### (資産の管理)

第32条 公社の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

#### (経費の支弁)

第33条 公社の経費は、資産をもって支弁する。

#### (予算及び決算)

第34条 公社の収支予算は次に掲げる書面を作成し、総会の議決により定めなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 公社の収支決算は年度終了後2ヶ月以内に次に掲げる書面を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュ・フロー計算書

## (6) 収支計算書（予算及び決算）

(会計年度)

第35条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 解 散

(解 散)

第36条 会社は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

(残余財産の処分)

第37条 会社が解散した場合に、残余財産があるときは総会の議決を経て、かつ岩手県知事の承認を得て処分する。ただし、農地保有合理化事業の実施によって取得した財産及び担い手育成事業に係る財産は、同種の目的をもって設立された団体に寄附する。

## 第7章 雑 則

第38条 会社は毎年、当該年度の事業計画、資金計画、収支予算及び過年度の事業実施状況、収支決算について、岩手県知事の承認を得なければならない。

第39条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

## 附 則

(施行期日) (昭和46年3月29日設立許可)

1 この定款は、主務官庁の設立の許可のあった日から施行する。

(会計年度の特例)

2 会社設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可の日に始まり、昭和47年3月31日までとする。

附 則 (昭和47年7月8日変更認可)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和48年6月25日変更認可)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和51年6月18日変更認可)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和52年6月10日変更認可)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和55年6月9日変更認可)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和58年6月21日変更認可)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和62年3月25日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和63年4月20日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成元年5月11日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成6年3月10日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成8年6月11日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年6月1日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年4月1日変更認可）

1 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

2 役員の任期は、現役員については現任期とし、補充又は増員により選任された役員については、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、平成16年5月31日までとする。

附 則（平成17年4月5日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成17年6月1日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年4月1日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年6月8日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則（平成19年3月30日変更認可）

平成18年度の収支決算においては、従前の例による。

附 則（平成20年5月30日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成22年4月1日変更認可）

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。